

争議行為の予告について

一陽会労働組合執行委員長坪井静から争議行為を行う旨の通知が令和5年6月30日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和5年7月4日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

夏季一時金等の要求に関する件

二 日時

令和5年7月11日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

医療法人社団翠会陽和病院・介護老人保健施設練馬ゆめの木

練馬区大泉町二丁目17番1号

四 種類（以下原文のまま掲載）

病院部門・在宅部門・老健その他各部署での保安要員を除く全組合員もしくは一部組合員によるストライキ、または怠業その他すべての争議行為。